四條畷市アウトリーチ支援業務委託
公募型プロポーザルに係る実施要領

１　目的

この要領は、令和９年４月から令和１２年３月まで委託する四條畷市アウトリーチ支援業務の受託者となり得る者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

本業務について、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格評価だけではなく、実績、専門性、企画力等を総合的に判断し、本事業の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。

２　業務概要

（１）件名

四條畷市アウトリーチ支援業務委託

（２）内容

別添「四條畷市アウトリーチ支援業務仕様書」のとおり

（３）契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（４）設置場所

四條畷市中野本町１番１号　地内または受託者において四條畷市内に設置するものとする。

（５）提案上限金額（税込み）

１１，８４７，０００円を上限とする。

３　参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格となる。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）四條畷市建設工事等入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録をしていること、若しくは、参加申し込み提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。

（３）本市での競争入札における指名停止措置を受けていないものであること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始申立をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
（６）健全な財政状況であり、納付すべき市税を滞納していないこと。
（７）四條畷市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
（８）四條畷市アウトリーチ支援業務仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、業務を円滑に遂行できる体制を有し、本市と円滑に連絡調整ができるよう、事業所の所在地が四條畷市内にあること。
（９）法人格を有する団体であること。
（１０）見積限度額、年額３，９４９，０００円以下
（１１）福祉事業又は相談業務を１年以上運営している団体であること。

４　スケジュール

	内容	日程
１	プロポーザル実施要領等の公告	令和８年１０月１９日（月）
２	プロポーザル実施必要書類（仕様書・基本方針・実施要領・評価基準・様式）等の配付	令和８年１０月１９日（月） ～ １０月２６日（月）
３	質問事項受付期間	令和８年１０月１９日（月）～ １０月２６日（月） 午後４時３０分まで
４	質問受付回答日	令和８年１１月　２日（月）
５	参加申込書および添付資料の提出期限	令和８年１１月　９日（月） 午後４時３０分まで
６	参加申し込み審査及び１次審査の結果通知	令和８年１１月１６日（月）
７	企画提案書類の提出期間	令和８年１１月１６日（月）～ １１月２４日（火） 午後４時３０分まで
８	プレゼンテーション及びヒアリング（２次審査）	令和８年１１月３０日（月） 午前１０時から１２時を予定 （時間詳細については１次審査結果通知に記載）
９	最終選考結果通知及び公表	令和８年１２月上旬
１０	契約締結	令和９年１月下旬予定

5　参加手続き

（１）実施要領等の公表

公募期間：令和８年１０月１９日（月）～令和８年１１月９日（月）

（２）提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に福祉政策課あてに必ず架電すること。

（３）提出期限

令和８年１１月９日（月）午後４時３０分（厳守）

（４）提出書類

① プロポーザル参加申込書（参加意思表明書）（様式第１号）

② 業務実績調書（様式第３号）

③ 業務実施体制調書（様式第４号）

・契約締結後の業務体制について記入すること。

・本業務受託にあたり配置予定支援員の相談業務等に係る実務経験歴を記入すること。

④ 提案見積書（様式第５号）

・提案見積書内訳（任意形式）を添付すること。

指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること。

（５）提出先

四條畷市健康福祉部福祉政策課

メールアドレス　fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp

受付確認電話：072－877－2121(内線697)

6　質問書の受付及び回答

企画提案に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

（１）受付期間

令和８年１０月１９日（月）～令和８年１０月２６日（月）

（２）提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に福祉政策課あてに必ず架電すること。

（３）提出期限

令和８年１０月２６日（月）午後４時３０分（厳守）

（４）提出書類

プロポーザルに関する質問書（様式第２号）

指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること

（５）提出先

四條畷市健康福祉部福祉政策課

メールアドレス　fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp

受付確認電話　:072－877－2121(内線697)

（６）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、取りまとめのうえ令和8年11月2日(月)午後4時30分までに市ホームページに回答を掲載する。

（７）その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

７　１次審査（書類審査及び価格評価）

（１）評価方法及び基準

提出された書類により四條畷市アウトリーチ支援業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、「四條畷市アウトリーチ支援業務委託公募型プロポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき審査する。書類審査における評価点が配点合計の６割未満である事業者は失格とする。

（２）１次審査評価項目

項目		評価内容
書類審査	事業者の業務実績	福祉事業に関する実績年数
		相談業務に関する実績年数
	業務実施体制	配置予定の支援員の経験年数
価格		提示価格

（３）結果通知

審査結果は、参加申込した全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。１次審査通過事業者には、２次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

送付予定日：令和８年１１月１６日（月）午後４時３０分まで

８　２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）企画提案書の提出

（１）提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に福祉政策課あてに必ず架電すること。

（２）提出期限

令和８年１１月２４日（火）午後４時３０分（厳守）

（３）提出書類

①企画提案書提出届（様式第６号）

指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること

②企画提案書（様式任意。ただし、下記項目の記載を必須としＡ４サイ

ズ１０ページまで（両面印刷可）を上限とする）
・アウトリーチ支援業務の基本的な考え方（基本方針、事業計画）
・支援体制（人員配置）
・支援員の資質向上対策
・対象者の理解
・関係機関との連携
・個人情報保護
・苦情解決について
・仕様書以上の取組について

（４）提出先

四條畷市健康福祉部福祉政策課
メールアドレス　fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp
受付確認電話　072－877－2121(内線697)

９　２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

（１）評価方法及び基準

提出された書類により選定委員会において評価基準に基づき審査する。１次審査における評価点と２次審査の評価点を合計し、その合計評価点が最も高い事業者を受託契約候補事業者とする。

なお、評価点が同点となった場合は、提示価格の低い事業者を受託契約候補事業者に選定する。また、提案者が１事業者の場合においても審査を実施する。

（２）２次審査評価項目

項目	評価内容
企画提案内容	事業の基本的な考え方
	支援体制
	支援員の資質向上対策
	利用者の理解
	関係機関との連携
	個人情報保護
	苦情解決
	仕様書以上の取組について

※２次審査における評価点が配点合計の６割未満である事業者は失格とする。

（３）実施方法

提出した企画提案書をもとに説明することとし、希望により電子機器を用いて行うことも可能とする。ただし、使用する機器は参加事業者において準備することとし、市と事前に打ち合わせを行うこと。

※企画提案書提出時に添付していない資料等の追加は不可。

（４）時間

１事業者あたりプレゼンテーション２５分以内（準備含む）、終了後に質問を最大１５分以内の合計４０分以内で行う。

（５）出席者

１事業者あたり３人以内とし、当該事業者の職員以外の者の参加は認めない。

（６）結果通知

２次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

送付予定日：令和８年１２月上旬

１０　選定結果の公表方法

本市ホームページに、受託事業者の名称及び合計得点を掲載する。なお、次点以降の参加事業者については合計得点のみを掲載する。

１１　辞退

参加事業者は、辞退届（様式第７号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

１２　その他留意事項

（１）参加事業者は応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。

（２）本プロポーザルの提案は、１事業者につき１提案に限る。

（３）参加に要した費用等は参加事業者が負担をする。

（４）提出後の提出書類の修正、変更及び追加は一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加を求める場合はこの限りではない。

（５）提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

（６）提出書類に虚偽があったと認められた場合、当該事業者の参加資格を取り消し、評価の対象としない。

（７）その他不正な行為があったと認められた場合、当該事業者の参加資格を取り消し、評価の対象としない。

（８）プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

１３　書類の提出先及び問合せ先

四條畷市健康福祉部福祉政策課
〒５７５－８５０１　四條畷市中野本町１番１号
電話：０７２－８７７－２１２１（内６９７）
FAX：０７２－８７９－５９５５
E-mail：fukushiseisaku@city.shijonawate.lg.jp